

令和元年6月17日

「工事現場の熱中症対策に関する現場管理費補正（真夏日補正）の試行」Q&A

**Q 1 補正の対象工事は、どの工事か教えてください。**

A 1 平成31年4月1日以降に契約を行った主たる工事が屋外作業である工事です。

例えば、鋼橋製作・架設工事を一工事として発注した場合は、工場製作期間を除いた期間を補正の対象とします。

**Q 2 施工箇所点在型工事は、対象となるのか教えてください。**

A 2 対象となります。

**Q 3 対象工事であれば、自動的に全て補正してもらえるのか教えてください。**

A 3 工場製作期間、工事休止期間、また真夏日率算定用工期末の変更を行う場合を除いて、自動的に補正します。上記の場合は発注者と受注者で工事打合簿を交わしてください。

**Q 4 真夏日率の計算根拠となる観測地点はどこを基準とするのか教えてください。**

A 4 気象庁の地域気象観測所（引田）とします。